

中種子町商工会青年部規約

第1章 総 則

(中種子町商工会青年部の設置)

第1条 中種子町商工会（以下「商工会」という。）の定款第40条にもとづき，商工会の中に中種子町商工会青年部（以下「本部」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 商工会の事業を積極的に推進するとともに地域の後継者たるべき青年の経営者としての資質を向上させ，もって商工業の総合的な改善発達を図り，あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。

(名 称)

第3条 本部は中種子町商工会青年部と称する。

第2章 事 業

(事 業)

第4条 本部は第2条の目的を達成するため，次の事業を行う。

- (1) 商工業に関する調査研究及び視察等を行うこと。
- (2) 地域及び商工業の振興等に寄与する行事等を行うこと。
- (3) 商工業に関する講習会等を開催すること。
- (4) 商工業に関する情報を収集し，又は提供すること。
- (5) 本部の意見を商工会長に上申するとともに，これを公表し，必要に応じて関係方面に建議，陳情すること。
- (6) 商工会から委託された事業を行うこと。
- (7) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか，本部の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章 部 員

(部員の資格)

第5条 本部の部員となる資格を有する者は，商工会の会員資格を有する者，又はその後継者であって，満年齢18才以上45才以下の者とする。

(加 入)

第6条 部員の資格を有する者は，所定の加入手続により加入することができる。

2 前項の加入の許否は役員会において決定する。

(脱 退)

第7条 部員は次の場合に脱退する。

- (1) 部員資格を喪失した場合。ただし、年齢制限による場合は、満45才の誕生日の属する年度末に脱退するものとする。
- (2) 死亡した場合。
- (3) 除名された場合。ただし、除名は役員会の議決による。

2 前項の場合のほか、脱退しようとする部員は、あらかじめ本部に通知した上で脱退することができる。

(届 出)

第8条 部員は次の各号の一に該当するときは、その旨を部長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 事業所の名称又は所在地に変更があったとき。

第4章 役 員

(役 員)

第9条 本部に次の役員を置く。

- | | | | |
|----------|-----|-----------|-----|
| (1) 部 長 | 1 名 | (2) 副 部 長 | 2 名 |
| (3) 常任委員 | 8 名 | (4) 監 事 | 2 名 |

2 役員は青年部員でなければならない。

(役員の仕事)

第10条 部長は、部を代表し、部の業務を総括する。

- 2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理し、部長が欠員のときは、その職務を行う。
- 3 常任委員は、部長、副部長を補佐し、部の運営に従事する。
- 4 監事は、部の業務及び会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の仕事)

第11条 役員は、総会において部員の互選により選任し、又は解任する。

- 2 互選された役員のうち、部長及び副部長は、商工会の理事会の承認を受けるものとする。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は2年とする。ただし、役員は再任されることができる。

- 2 任期の満了、又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第5章 総会及び役員会

第1節 総 会

(総 会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、部長が招集する。

- 2 通常総会は、毎年1回開催することとし、臨時総会は部長が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は、部員の2分の1以上の出席で成立する。
- 4 総会の議長は、出席した部員の中から互選する。
- 5 部長は総会の内容及び結果を商工会長に報告しなければならない。

(総会の決議事項)

第14条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。
- (3) 役員を選任及び解任に関すること。

(議決権及び選挙権)

第15条 部員は、総会において、各1個の議決権及び選挙権を有する。

- 2 前項の規定により、議決権又は選挙権を有する者は、書面又は代理人をもってすることができる。ただし、代理人は、その代理権を証する書面を本部に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により、議決権又は選挙権を行使する者は出席者とみなす。
- 4 総会の議事は出席者の選挙権で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第16条 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

第2節 役 員 会

(役員会)

第17条 本部に役員会を置く。

- 2 役員会は、部長、副部長及び常任委員の全員をもって組織する。
- 3 役員会は、部長が招集する。
- 4 役員会の議長は部長をもってあてる。

(役員会の決議事項)

第18条 次の事項は、役員会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に提案すべき事項
- (2) その他、部の業務の執行に関して重要な事項。

(準用規定)

第19条 第16条(議事録)の規定は、役員会について準用する。

第6章 会 計

(事業会計年度)

第20条 本部の事業会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(部会費)

第21条 本部は、本部の事業運営に必要な経費に充当するため、部員から部会費を徴収することが出来る。

(運営経費)

第22条 本部の運営に必要な経費は、前条の規定による会費及びその他の収入をもってあてる。

第7章 協議及び実施の細則

(協 議)

第23条 この規約に定めのない事項については、役員会の議を経て、その都度部長が決定する。

(実施の細則)

第24条 この規約の実施に必要な事項は役員会の議を経て別に定める。

附 則

この規約は、昭和57年6月19日から実施する。

附 則

この規約の一部改正は、平成30年4月20日から施行し、改正後の規定は平成30年4月1日から実施する。